第２章　給　　料

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例

平成14年３月４日
条　例　第　４　号

改正	平成15年２月14日	条例第２号	平成15年12月１日	条例第５号
	平成17年３月28日	条例第２号	平成17年11月18日	条例第６号
	平成17年12月１日	条例第８号	平成18年３月31日	条例第２号
	平成19年２月28日	条例第３号	平成19年３月29日	条例第７号
	平成20年２月25日	条例第１号	平成20年12月１日	条例第４号
	平成21年３月30日	条例第２号	平成21年５月22日	条例第４号
	平成21年11月25日	条例第６号	平成22年３月17日	条例第１号
	平成22年12月１日	条例第５号	平成23年３月15日	条例第１号
	平成23年11月28日	条例第３号	平成25年３月26日	条例第４号
	平成26年２月６日	条例第４号	平成26年３月26日	条例第４号
	平成27年２月10日	条例第１号	平成27年３月27日	条例第３号
	平成27年７月13日	条例第６号	平成28年３月28日	条例第３号
	平成28年３月28日	条例第４号	平成29年２月９日	条例第１号
	平成29年11月13日	条例第４号	平成30年２月９日	条例第３号
	平成31年２月14日	条例第１号	令和２年２月17日	条例第２号
	令和２年11月20日	条例第５号	令和３年２月10日	条例第２号
	令和３年11月26日	条例第５号	令和４年２月16日	条例第２号
	令和５年２月14日	条例第６号	令和５年２月14日	条例第７号
	令和５年３月６日	条例第９号		

（目的及び効力）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料）

第２条　給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第８条に規定する正規の勤務時間及び地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の同号に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（給料表）

第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政職給料表（別表第１）

２　前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第９条の規定する職員以外のすべての職員に適用する。

３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第２に定めるところによる。

４　管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第１項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

第４条　管理者は、前条第３項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。

２　職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、前条第３項の規定により管理者が決定する。

３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、別に定める初任給の基準に従い、管理者が決定する。

４　職員が１の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、管理者が別に定めるところにより決定する。

５　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

６　前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

７　55歳に達した日後最初に到来する４月１日以降に在職する職員の第５項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

８　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

９　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10　第５項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第５条　地方公務員法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に勤務時間条例第２条第３項又は第４項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第６条　前２条に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇給及び昇格については管理者が別にこれを定める。

（給料の支給方法）
第７条　給料は、月の１日から末日までの期間につき、その全額を支給する。
２　給料の支給日は、管理者が規則で定める。
第８条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、給料期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日の日数を差し引いた日数　（フルタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める日数）を基礎として、日割りによって計算する。
（地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員の給与）
第９条　地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員の給与については、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、別に条例で定める。
（地域手当）
第10条　職員に地域手当を支給する。
２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の9.2を乗じて得た額とする。
３　前２項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。
（扶養手当）
第11条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1)　配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子
(3)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫
(4)　満60歳以上の父母及び祖父母
(5)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹
(6)　重度心身障害者
３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの（以下「行７級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１万円とする。
４　扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に

達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族である配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行７級職員が行７級職員以外の職員となった場合

(4)　扶養親族である配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行７級職員以外のものが行７級職員となった場合

(5)　職員の扶養親族である子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第13条　住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

２　住宅手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

(2)　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（通勤手当）

第14条　通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　管理者の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）

(2)　前項第２号に掲げる職員　　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（１箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　　自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）自転車の使用距離が、片道５キロメート

ル未満である職員にあっては2,000円、片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円

イ　普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）別表第３に掲げる額

ウ　自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか２つを併せて使用する職員それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3)　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第15条　削除

（給与の減額）

第16条　職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この条、次条第１項から第５項まで及び第18条において同じ。）が勤務しないときは、勤務時間条例第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は、勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第12条に規定する休暇である場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第17条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第22条に規定する勤務

１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間数を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

３　第１項の規定にかかわらず、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項又は第４条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間を除く。）とを合計した時間が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、第１項の規定による勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）、前項の規定による勤務にあっては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の75）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　勤務時間条例第９条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、第１項の規定による勤務にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌

日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第３項の規定による勤務にあっては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の75）から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第２項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合（」とあるのは、「100分の100（」とする。

７　フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、第１項、第３項及び第４項の規定の例により支給する。

（休日勤務手当）

第18条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第３条第１項又は第４条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第４条及び第５条の規定による週休日に当たるときに管理者が定める日において勤務した場合その他前段の規定により休日勤務手当が支給される場合との均衡を考慮して管理者が定める場合についても、同様とする。

２　フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、前項の規定の例により支給する。

（夜間勤務手当）

第19条　正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第22条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第20条　前３条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、管理者が規則で定める。

（端数計算）

第21条　第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第17条から第19条までの規定により勤務１時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第22条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（管理職手当）

第23条　管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で管理職手当を支給する。

２　前項の管理職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、管理者が規則で定める。

第24条　削除

（管理職員特別勤務手当）

第25条　第23条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第23条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2)　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（期末手当）

第26条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第28条まで及び附則第５項第３号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日（次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第30条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は､期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６箇月　100分の100

(2)　５箇月以上６箇月未満　100分の80

(3)　３箇月以上５箇月未満　100分の60

(4)　３箇月未満　100分の30

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中

「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第３号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5　行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が３級以上であるものその他の職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を第２項の期末手当基礎額とする。

6　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第27条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定により失職した職員

(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

第28条　管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生

ずると認めるとき。

2　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

4　前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（勤勉手当）

第29条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条及び附則第５項第４号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６か月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た額を超えてはならない。

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第５項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月

額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第26条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第29条第３項」と、「第２項の期末手当基礎額」とあるのは、「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第１項」とあるのは「第29条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第29条の２　第17条から第19条までの規定は、第23条に規定する職にある職員には適用しない。

2　第４条第３項から第10項まで及び第11条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第１号）第４条の規定により採用された職員には適用しない。

3　第４条第５項から第10項まで、第11条から第13条まで、第23条、第25条及び第29条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

（休職者の給与）

第30条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3　職員が前２項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4　職員が地方公務員法第28条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれ

ぞれ100分の60以内を支給することができる。

5　地方公務員法第28条第２項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前４項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6　第２項及び第３項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第26条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理者が定める日に、それぞれ第２項又は第３項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第１項」とあるのは、「第30条第６項」と読み替えるものとする。

8　前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条第２項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、その休職の期間中、給与を支給しない。

（専従休職者の給与）

第31条　地方公務員法第55条の２第１項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（給与の口座振込）

第32条　給与は、職員から申出がある時は、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

（給与からの控除）

第33条　給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)　千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金

(2)　千葉県市町村職員互助会の掛金

(3)　印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料並びに積立年金に係る積立金

(4)　前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの

（この条例の施行に関し必要な事項）

第34条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止）

2　印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行日前の給与の取扱いについては、旧条例第２条において準用する一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の相当規定によるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

4　平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第26条第２項及び第３項並びに第29条第２項の規定の適用については、第26条第２項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第３項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第29条第２項第１号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第２号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

5　平成30年３月31日までの間、職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の４月１日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　給料月額　当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、次項及び第７項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び次項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2)　地域手当　当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4)　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第29条第４項において準用する第

26条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第７項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第４項において準用する第26条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第７項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5)　第30条第１項から第４項まで又は第６項の規定により支給される給与　当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　第30条第１項　前各号に定める額

イ　第30条第２項又は第３項　第１号から第３号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ　第30条第４項　第１号及び第２号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ　第30条第６項　第３号に定める額に100分の80を乗じて得た額

6　前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7　附則第５項の規定が適用される間、第29条第２項第１号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（経過措置）

8　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の４月１日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第３項、第４項、第６項及び第７項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じた

ときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和５年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第４号）第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第１号。以下「定年条例」という。）第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第６条第１項各号に掲げる職を占める職員

(3) 定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（定年条例第２条に規定する定年退職日において附則第８項の規定が適用されていた職員を除く。）

10　地方公務員法第28条の２第１項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項、附則第12項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第12項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12　異動日において、附則第10項の適用を受ける職員が、同日において降任（地方公務員法第28条の２第１項本文に規定する降任を除く。以下この項において同じ。）する場合における特定日給料月額の算定は、降任が行われなかったものとみなして行うものとする。

13　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第８項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、

当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14　附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第８項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、附則第10項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15　附則第８項から前項までに定めるもののほか、附則第８項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第８項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則（平成15年２月14日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成15年３月１日から施行する。ただし、第２条並びに附則第９項及び第10項の規定は平成15年４月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替等）

２　平成15年３月１日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

３　施行日の前日において、第１条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第４項の規定の適用を受ける職員のうち、第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後同項の規定は、適用しない。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

４　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

５　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

６　平成15年３月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の条例第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給される

こととなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を期末手当額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が期末手当額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)　平成15年３月１日（期末手当について改正後の条例第26条第１項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号に置いて「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2)　継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続期間において附則第２項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額）及び扶養手当の額により計算した場合の給料等の額の合計額

（平成15年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

7　平成15年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の給与条例第26条第２項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月15日以上３箇月未満」と、同項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月15日以上２箇月15日未満」と、同項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月15日未満」とする。

（委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

9　印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第１項中「３ヶ月以内（基準日が12月１日であるときは、６ヶ月以内）」を「６ヶ月以内」に改める。

10　平成15年６月１日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第５条の３第１項の適用については、同項中「６ヶ月以内」とあるのは、「３ヶ月以内」とする。

附　則（平成15年12月１日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成15年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成16年４月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

２　平成15年12月１日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

３　切替日の前日において、第１条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第４項の規定の適用を受ける職員のうち、第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後同項の規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

５　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

６　平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の条例第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで又は第30条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から切替日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)　平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附　則（平成17年３月２８日条例第２号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年11月18日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年12月１日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年12月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2　平成17年12月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3　切替日の前日において、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第４項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後これらの規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

6　平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の条例第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで又は第30条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手

当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年４月から切替日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

（委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附　則（平成18年３月31日条例第２号）

改正　平成21年11月25日条例第６号

改正　平成22年12月１日条例第５号

改正　平成23年11月28日条例第３号

改正　平成25年３月26日条例第４号

（施行期日）

1　この条例は平成18年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3　切替日の前日において印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

4　切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等を

したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第１　　職務の級の切替表

<table>
<tr><th>給　料　表</th><th>旧　　級</th><th>新　　級</th></tr>
<tr><td rowspan="9">行政職給料表</td><td>１級</td><td rowspan="2">１級</td></tr>
<tr><td>２級</td></tr>
<tr><td>３級</td><td rowspan="2">２級</td></tr>
<tr><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>３級</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>９級</td><td>７級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">業務職給料表</td><td>１級</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>３級</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>５級</td></tr>
</table>

附則別表第２

行政職給料表の適用を受ける職員の新号級

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	３月未満			21	25	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			22	26	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			23	27	1	1	1	1	1

	９月以上１２月未満			24	28	1	1	1	1	1
	１２月以上			25	29	1	1	1	1	1
2	３月未満	5	25	25	29	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	26	26	30	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	27	27	31	1	1	1	1	1
	９月以上１２月未満	8	28	28	32	1	1	1	1	1
	１２月以上	9	29	29	33	1	1	1	1	1
3	３月未満	9	29	29	33	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	30	30	34	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	11	31	31	35	3	1	1	1	1
	９月以上１２月未満	12	32	32	36	4	1	1	1	1
	１２月以上	13	33	33	37	5	1	1	1	1
4	３月未満	13	33	33	37	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	14	34	34	38	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	15	35	35	39	7	3	1	1	1
	９月以上１２月未満	16	36	36	40	8	4	1	1	1
	１２月以上	17	37	37	41	9	5	1	1	1
5	３月未満	17	37	37	41	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	18	38	38	42	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	19	39	39	43	11	7	3	1	1
	９月以上１２月未満	20	40	40	44	12	8	4	1	1
	１２月以上	21	41	41	45	13	9	5	1	1
6	３月未満	21	41	41	45	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	22	42	42	46	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	23	43	43	47	15	11	7	3	1
	９月以上１２月未満	24	44	44	48	16	12	8	4	1
	１２月以上	25	45	45	49	17	13	9	5	1
7	３月未満	25	45	45	49	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	26	46	46	50	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	27	47	47	51	19	15	11	7	3
	９月以上１２月未満	28	48	48	52	20	16	12	8	4
	１２月以上	29	49	49	53	21	17	13	9	5
8	３月未満	29	49	49	53	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	30	50	50	54	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	31	51	51	55	23	19	15	11	7
	９月以上１２月未満	32	52	52	56	24	20	16	12	8
	１２月以上	33	53	53	57	25	21	17	13	9
9	３月未満	33	53	53	57	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	34	54	54	58	26	22	18	14	10

	６月以上９月未満	35	55	55	59	27	23	19	15	11
	９月以上１２月未満	36	56	56	60	28	24	20	16	12
	１２月以上	37	57	57	61	29	25	21	17	13
10	３月未満	37	57	57	61	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	38	58	58	62	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	39	59	59	63	31	27	23	19	15
	９月以上１２月未満	40	60	60	64	32	28	24	20	16
	１２月以上	41	61	61	65	33	29	25	21	17
11	３月未満	41	61	61	65	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	42	62	62	66	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	43	63	63	67	35	31	27	23	19
	９月以上１２月未満	44	64	64	68	36	32	28	24	20
	１２月以上	45	65	65	69	37	33	29	25	21
12	３月未満	45	65	65	69	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	46	66	66	70	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	47	67	67	71	39	35	31	27	23
	９月以上１２月未満	48	68	68	72	40	36	32	28	24
	１２月以上	49	69	69	73	41	37	33	29	25
13	３月未満	49	69	69	73	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	50	70	70	74	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	51	71	71	75	43	39	35	31	27
	９月以上１２月未満	52	72	72	76	44	40	36	32	28
	１２月以上	53	73	73	77	45	41	37	33	29
14	３月未満	53	73	73	77	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	54	74	74	78	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	55	75	75	79	47	43	39	35	31
	９月以上１２月未満	56	76	76	80	48	44	40	36	32
	１２月以上	57	77	77	81	49	45	41	37	33
15	３月未満	57	77	77	81	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	57	78	77	82	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	58	79	78	83	51	47	43	39	35
	９月以上１２月未満	58	80	78	84	52	48	44	40	36
	１２月以上	59	81	79	85	53	49	45	41	37
16	３月未満	59	81	79	85	53	49	45	41	37
	３月以上６月未満	59	82	80	86	54	50	46	42	38
	６月以上９月未満	60	83	81	87	55	51	47	43	39
	９月以上１２月未満	60	84	82	88	56	52	48	44	40
	１２月以上	61	85	83	89	57	53	49	45	41
17	３月未満	61	85	83	89	57	53	49	45	41

	３月以上６月未満	61	86	83	90	58	54	50	46	42
	６月以上９月未満	62	87	84	91	59	55	51	47	43
	９月以上１２月未満	62	88	84	92	60	56	52	48	44
	１２月以上	63	89	85	93	61	57	53	49	45
18	３月未満	63	89	85	93	61	57	53	49	
	３月以上６月未満	63	90	85	94	62	58	54	50	
	６月以上９月未満	64	91	86	95	63	59	55	51	
	９月以上１２月未満	64	92	86	96	64	60	56	52	
	１２月以上	65	93	87	97	65	61	57	53	
19	３月未満	65	93	87	97	65	61	57	53	
	３月以上６月未満	65	94	87	98	66	62	58	54	
	６月以上９月未満	66	95	87	99	67	63	59	55	
	９月以上１２月未満	66	96	88	100	68	64	60	56	
	１２月以上	67	97	88	101	69	65	61	57	
20	３月未満	67	97	88	101	69	65	61		
	３月以上６月未満	67	98	88	101	70	66	62		
	６月以上９月未満	68	99	89	101	71	67	63		
	９月以上１２月未満	68	100	89	101	72	68	64		
	１２月以上	69	101	89	101	73	69	65		
21	３月未満	69	101	89	101	73	69	65		
	３月以上６月未満	69	102	90	101	74	70	66		
	６月以上９月未満	70	103	90	101	75	71	67		
	９月以上１２月未満	70	104	90	101	76	72	68		
	１２月以上	71	105	91	101	77	73	69		
22	３月未満	71	105	91	101	77	73	69		
	３月以上６月未満	71	105	91	101	78	74	70		
	６月以上９月未満	72	105	92	101	79	75	71		
	９月以上１２月未満	72	105	92	101	80	76	72		
	１２月以上	73	105	93	101	81	77	73		
23	３月未満	73	105	93	101	81	77	73		
	３月以上６月未満	73	105	93	101	82	78	74		
	６月以上９月未満	74	105	94	101	83	79	75		
	９月以上１２月未満	74	105	94	101	84	80	76		
	１２月以上	75	105	95	101	85	81	77		
24	３月未満	75	105	95	101	85	81			
	３月以上６月未満	75	105	96	101	86	82			
	６月以上９月未満	76	105	97	101	87	83			
	９月以上１２月未満	76	105	98	101	88	84			
	１２月以上	76	105	99	101	89	85			

25	３月未満		105	99	101	89	85			
	３月以上６月未満		105	99	101	90	86			
	６月以上９月未満		105	100	101	91	87			
	９月以上１２月未満		105	100	101	92	88			
	１２月以上		105	101	101	93	89			
26	３月未満			101	101	93	89			
	３月以上６月未満			101	101	94	89			
	６月以上９月未満			101	101	95	89			
	９月以上１２月未満			101	101	96	89			
	１２月以上			101	101	97	89			
27	３月未満			101	101	97	89			
	３月以上６月未満			101	101	97	89			
	６月以上９月未満			101	101	97	89			
	９月以上１２月未満			101	101	97	89			
	１２月以上			101	101	97	89			
28	３月未満			101	101	97	89			
	３月以上６月未満			101	101	97	89			
	６月以上９月未満			101	101	97	89			
	９月以上１２月未満			101	101	97	89			
	１２月以上			101	101	97	89			
29	３月未満				101					
	３月以上６月未満				101					
	６月以上９月未満				101					
	９月以上１２月未満				101					
	１２月以上				101					
30	３月未満									
	３月以上６月未満									
	６月以上９月未満									
	９月以上１２月未満									
	１２月以上									

業務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級				
1	３月未満	13	1	1	1	1				
	３月以上６月未満	14	1	1	1	1				
	６月以上９月未満	15	1	1	1	1				
	９月以上12月未満	16	1	1	1	1				

	12月以上	17	1	1	1	1				
2	３月未満	17	1	1	1	1				
	３月以上６月未満	18	2	1	1	1				
	６月以上９月未満	19	3	1	1	1				
	９月以上12月未満	20	4	1	1	1				
	12月以上	21	5	1	1	1				
3	３月未満	21	5	1	1	1				
	３月以上６月未満	22	6	2	1	1				
	６月以上９月未満	23	7	3	1	1				
	９月以上12月未満	24	8	4	1	1				
	12月以上	25	9	5	1	1				
4	３月未満	25	9	5	1	1				
	３月以上６月未満	26	10	6	1	1				
	６月以上９月未満	27	11	7	1	1				
	９月以上12月未満	28	12	8	1	1				
	12月以上	29	13	9	1	1				
5	３月未満	29	13	9	1	1				
	３月以上６月未満	30	14	10	2	1				
	６月以上９月未満	31	15	11	3	1				
	９月以上12月未満	32	16	12	4	1				
	12月以上	33	17	13	5	1				
6	３月未満	33	17	13	5	1				
	３月以上６月未満	34	18	14	6	2				
	６月以上９月未満	35	19	15	7	3				
	９月以上12月未満	36	20	16	8	4				
	12月以上	37	21	17	9	5				
7	３月未満	37	21	17	9	5				
	３月以上６月未満	38	22	18	10	6				
	６月以上９月未満	39	23	19	11	7				
	９月以上12月未満	40	24	20	12	8				
	12月以上	41	25	21	13	9				
8	３月未満	41	25	21	13	9				
	３月以上６月未満	42	26	22	14	10				
	６月以上９月未満	43	27	23	15	11				
	９月以上12月未満	44	28	24	16	12				
	12月以上	45	29	25	17	13				
9	３月未満	45	29	25	17	13				
	３月以上６月未満	46	30	26	18	14				
	６月以上９月未満	47	31	27	19	15				

	９月以上12月未満	48	32	28	20	16				
	12月以上	49	33	29	21	17				
10	３月未満	49	33	29	21	17				
	３月以上６月未満	50	34	30	22	18				
	６月以上９月未満	51	35	31	23	19				
	９月以上12月未満	52	36	32	24	20				
	12月以上	53	37	33	25	21				
11	３月未満	53	37	33	25	21				
	３月以上６月未満	54	38	34	26	22				
	６月以上９月未満	55	39	35	27	23				
	９月以上12月未満	56	40	36	28	24				
	12月以上	57	41	37	29	25				
12	３月未満	57	41	37	29	25				
	３月以上６月未満	58	42	38	30	26				
	６月以上９月未満	59	43	39	31	27				
	９月以上12月未満	60	44	40	32	28				
	12月以上	61	45	41	33	29				
13	３月未満	61	45	41	33	29				
	３月以上６月未満	62	46	42	34	30				
	６月以上９月未満	63	47	43	35	31				
	９月以上12月未満	64	48	44	36	32				
	12月以上	65	49	45	37	33				
14	３月未満	65	49	45	37	33				
	３月以上６月未満	66	50	46	38	34				
	６月以上９月未満	67	51	47	39	35				
	９月以上12月未満	68	52	48	40	36				
	12月以上	69	53	49	41	37				
15	３月未満	69	53	49	41	37				
	３月以上６月未満	70	54	50	42	38				
	６月以上９月未満	71	55	51	43	39				
	９月以上12月未満	72	56	52	44	40				
	12月以上	73	57	53	45	41				
16	３月未満	73	57	53	45	41				
	３月以上６月未満	74	58	54	46	42				
	６月以上９月未満	75	59	55	47	43				
	９月以上12月未満	76	60	56	48	44				
	12月以上	77	61	57	49	45				
17	３月未満	77	61	57	49	45				
	３月以上６月未満	78	62	58	50	46				

	６月以上９月未満	79	63	59	51	47				
	９月以上12月未満	80	64	60	52	48				
	12月以上	81	65	61	53	49				
18	３月未満	81	65	61	53	49				
	３月以上６月未満	82	66	62	54	50				
	６月以上９月未満	83	67	63	55	51				
	９月以上12月未満	84	68	64	56	52				
	12月以上	85	69	65	57	53				
19	３月未満	85	69	65	57	53				
	３月以上６月未満	86	70	65	58	54				
	６月以上９月未満	87	71	66	59	55				
	９月以上12月未満	88	72	66	60	56				
	12月以上	89	73	67	61	57				
20	３月未満	89	73	67	61	57				
	３月以上６月未満	90	74	67	62	58				
	６月以上９月未満	91	75	68	63	59				
	９月以上12月未満	92	76	68	64	60				
	12月以上	93	77	69	65	61				
21	３月未満	93	77	69	65	61				
	３月以上６月未満	94	78	70	66	62				
	６月以上９月未満	95	79	71	67	63				
	９月以上12月未満	96	80	72	68	64				
	12月以上	97	81	73	69	65				
22	３月未満	97	81	73	69	65				
	３月以上６月未満	98	82	73	70	66				
	６月以上９月未満	99	83	74	71	67				
	９月以上12月未満	100	84	74	72	68				
	12月以上	101	85	75	73	69				
23	３月未満	101	85	75	73	69				
	３月以上６月未満	102	86	75	74	69				
	６月以上９月未満	103	87	76	75	69				
	９月以上12月未満	104	88	76	76	69				
	12月以上	105	89	77	77	69				
24	３月未満	105	89	77	77					
	３月以上６月未満	106	90	77	78					
	６月以上９月未満	107	91	78	79					
	９月以上12月未満	108	92	78	80					
	12月以上	109	93	79	81					
25	３月未満	109	93	79	81					

	３月以上６月未満	110	94	79	82					
	６月以上９月未満	111	95	80	83					
	９月以上12月未満	112	96	80	84					
	12月以上	113	97	81	85					
26	３月未満	113	97	81	85					
	３月以上６月未満	114	98	82	86					
	６月以上９月未満	115	99	83	87					
	９月以上12月未満	116	100	84	88					
	12月以上	117	101	85	89					
27	３月未満	117	101	85	89					
	３月以上６月未満	118	102	85	90					
	６月以上９月未満	119	103	86	91					
	９月以上12月未満	120	104	86	92					
	12月以上	121	105	87	93					
28	３月未満		105	87						
	３月以上６月未満		106	87						
	６月以上９月未満		107	88						
	９月以上12月未満		108	88						
	12月以上		109	89						
29	３月未満		109	89						
	３月以上６月未満		110	90						
	６月以上９月未満		111	91						
	９月以上12月未満		112	92						
	12月以上		113	93						
30	３月未満		113	93						
	３月以上６月未満		114	93						
	６月以上９月未満		115	94						
	９月以上12月未満		116	94						
	12月以上		117	95						
31	３月未満		117	95						
	３月以上６月未満		118	95						
	６月以上９月未満		119	96						
	９月以上12月未満		120	96						
	12月以上		121	97						
32	３月未満		121							
	３月以上６月未満		122							
	６月以上９月未満		123							
	９月以上12月未満		124							
	12月以上		125							

33	３月未満		125							
	３月以上６月未満		126							
	６月以上９月未満		127							
	９月以上12月未満		128							
	12月以上		129							

附　則（平成19年２月28日条例第３号）

この条例は平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日条例第７号）

この条例は平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年２月25日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中第33条を第34条とし、第32条の次に１条を加える改正規定は平成20年３月１日から、第２条の規定は平成20年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第33条を第34条とし、第32条の次に１条を加える改正規定を除く。）による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第29条第２項第１号の規定は、平成19年12月１日から適用する。

（平成19年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

３　平成19年４月１日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

（施行日から平成20年３月31日までの間における異動者の号給の調整）

４　施行日から平成20年３月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附　則（平成20年12月 1日条例第４号）

この条例は平成21年１月１日から施行する。

附　則（平成21年 3月30日条例第２号）

この条例は平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年 5月22日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年11月25日条例第６号）

1　この条例は、平成21年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成22年４月１日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成21年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第１項から第３項まで若しくは、第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成21年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から56号給まで
	２級	１号給から28号給まで
業務職給料表	１級	１号給から56号給まで
	２級	１号給から28号給まで

(2)　平成21年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附　則（平成22年３月17日条例第１号）

この条例は平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年12月１日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年12月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成22年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号。附則第５項において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第１項から第３項まで、第６項若しくは附則第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第５項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第２号）附則第７項の規定の適用を受けない職員に限る）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から96号給まで
	２級	１号給から68号給まで
	３級	１号給から32号給まで
	４級	１号給から24号給まで

	５級	１号給から16号給まで
	６級	１号給から４号給まで
業務職給料表	１級	１号給から96号給まで
	２級	１号給から68号給まで
	３級	１号給から32号給まで
	４級	１号給から24号給まで
	５級	１号給から16号給まで

(2)　平成22年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

３　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第５項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第５号）の施行の日」とする。

（規則への委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児休業条例の一部改正）

５　育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の４項を加える。

（給与条例附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例）

４　育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第５項第１号、第３号及び第４号の規定の適用については、同項第１号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第３号及び第４号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

５　第15条の通知を受けて育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

６　短時間勤務職員に対する給与条例附則第５項第１号の規定の適用については、同項第１号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する

勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

７　第20条の承認を得て育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例附則第６項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する 。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

６　印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（一般職職員の給与に関する条例附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

５　印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第３項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは、「附則第６項」とする。

附　則（平成23年３月15日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

２　この条例の施行の日前から引き続き改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条第１項第２号に該当する職員（同号の規定により平成23年３月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第２項の規定は、平成25年３月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの間にあっては同項第２号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と、同年４月１日から平成25年３月31日までの間にあっては同号中「4,300円」とあるのは「1,500円」とする。

３　前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として任命権者が管理者の承認を得て定める職員については、改正後の給与条例第13条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の給与条例第13条第１項第２号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

（委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附　則（平成23年11月28日条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成23年12月１日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成23年12月に支給する期末手当の額は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第１項から第３項まで、第６項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成23年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数(同年４月１日から施行日の前日までの期間において､在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から105号給まで
	２級	１号給から80号給まで
	３級	１号給から44号給まで
	４級	１号給から36号給まで
	５級	１号給から28号給まで
	６級	１号給から16号給まで
	７級	１号給から４号給まで
業務職給料表	１級	１号給から121号給まで
	２級	１号給から84号給まで
	３級	１号給から76号給まで
	４級	１号給から48号給まで
	５級	１号給から32号給まで

(2)　平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（委任）
３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。
附　則（平成25年３月26日条例第４号）
（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は平成26年４月１日から、第３条及び次項の規定は平成27年４月１日から施行する。
（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）
２　印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第５号）の一部を次のように改正する。
附則第２項第１号中「受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第２号）附則第７項の規定の適用を」を削る。
附　則（平成26年２月６日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行し、平成25年４月１日から適用する。
附　則（平成26年３月26日条例第４号）
改正　令和５年３月６日条例第９号
（施行期日）
１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　令和５年３月31日までの間、この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第４条第６項及び第７項の規定については、同条第６項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第７項中「職員の第５項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「１号給」」とする。
附　則（平成27年２月10日条例第１号）
（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年４月１日から適用する。
３　給与条例（第29条第２項及び附則第７項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月１日から適用する。
（給与の内払）

4　給与条例（第29条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成27年３月27日条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替えに伴う経過措置）

3　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第５項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

4　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年３月31日までの間における地域手当に関する特例）

6　切替日から平成30年３月31日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第10条第２項の規定の適用については、同項中「100分の9.2」とあるのは「100分の9.2を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附　則（平成27年７月13日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則（平成28年３月28日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則（平成28年３月28日条例第４号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

⑴　第２条及び第４条の規定　平成28年４月１日

⑵　第３条の規定　平成28年10月１日

２　第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例「（以下「給与条例」という。）」の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成29年２月９日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、平成29年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第29条第２項及び附則第７項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年12月１日から適用する。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成31年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

５　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間は、第２条の規定による改正後の給与条例第12条第３項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条の規定による改正後の給与条例第11条第３項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの（以下「行７級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１万円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については１万円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１万円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当す

る扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については１人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については9,000円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、

「⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

⑶　扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

⑷　扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第５号」と、「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

６　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間は、第２条の規定による改正後の給与条例第12条第３項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条の規定による改正後の給与条例第11条第３項及び第12条の規定の適用については、同項中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの（以下「行７級職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500

円」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第５号」とする。

附　則（平成29年11月13日条例第４号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年２月９日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び附則第５項の規定は、平成29年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第29条第２項及び附則第７項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月１日から適用する。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の給与条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を含む。）の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年改正条例の一部改正）

５　平成27年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第６項中「100分の９」を「100分の9.2」に改める。

附　則（平成31年２月14日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第８条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第29条第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年12月１日から適用する。

（給与の内払）

4　第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和２年２月17日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

2　第１条中印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の改正規定及び第３条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第８条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成31年４月１日から適用する。

3　第１条中給与条例第29条第２項第１号の改正規定（「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。）及び第３条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年12月１日から適用する。

（給与の内払）

4　第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和２年11月20日条例第５号）

この条例は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和３年２月10日条例第２号）

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2　印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第３号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中「及び第２項」を削る。

附　則（令和３年11月26日条例第５号）

（施行期日）

1　この条例は、令和３年12月１日から施行する。

（令和３年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　フルタイム会計年度任用職員に令和３年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第２項中「100分の112.5」とあるのを「100分の127.5」と読み替えて計算して得た額とする。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

３　印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和２年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（令和３年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和３年12月に支給する期末手当に関する第６条第２項の規定の適用については、同項中「給与条例第26条第２項に定める割合」とあるのを「100分の127.5」とする。

附　則（令和４年２月16日条例第２号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月14日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第８項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

３　改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第５項及び第６項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び附則第５項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第４条第２項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

４　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等

に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第２号）第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

５　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第４条第２項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第４項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

６　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

７　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第３項の規定を適用する。

８　新給与条例第29条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

９　暫定再任用職員が新給与条例の適用を受ける場合は、新給与条例第29条の２第２項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

10　附則第２項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、管理者が定める。

11　改正法附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員は、第２条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第２条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

12　新企業職員給与条例第20条の２の規定は、改正法附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員について準用する。

13　前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

附　則（令和５年２月14日条例第７号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の規定並びに第３条の規定

による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の規定は、令和４年４月１日から適用する。

３　第１条の規定による改定後の給与条例第29条第２項の規定及び第３条の規定による改正後の任期付職員条例第８条第２項の規定は、令和４年12月１日から適用する。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和５年３月６日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700

15	167,100	222,700	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	234,400	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	236,000	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	237,500	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	239,000	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	240,300	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	241,900	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	243,400	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	244,900	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	246,000	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	247,500	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	249,000	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	250,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	251,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	200,300	253,000	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	202,100	254,300	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	203,900	255,500	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	205,400	256,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	207,200	258,200	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	209,000	259,600	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	210,800	261,100	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	212,400	262,700	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	214,200	264,400	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	216,000	266,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	217,800	267,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	219,200	269,400	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	221,000	271,200	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	222,700	272,900	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	224,500	274,600	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	226,100	276,200	354,200	373,000	399,500	440,600	

	50	227,800	277,900	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	229,400	279,700	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	230,900	281,200	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	232,200	282,400	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	233,800	284,100	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	235,400	285,700	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	236,900	287,400	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	237,900	289,000	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	239,400	290,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	240,700	292,500	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	241,900	294,300	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	243,100	295,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	244,100	297,500	365,200	381,700	404,100		
	63	245,100	299,000	365,900	382,300	404,400		
	64	246,100	300,600	366,600	382,900	404,700		
	65	247,200	302,200	366,900	383,300	405,000		
	66	248,100	303,900	367,600	383,900	405,300		
	67	249,000	305,500	368,300	384,500	405,600		
	68	250,000	307,200	369,000	385,100	405,900		
	69	250,900	308,100	369,300	385,500	406,100		
	70	252,200	309,600	369,900	386,000	406,400		
	71	253,400	311,100	370,600	386,500	406,700		
	72	254,700	312,700	371,200	387,100	407,000		
	73	256,000	314,300	371,500	387,400	407,200		
	74	257,400	315,900	372,100	387,800	407,500		
	75	258,600	317,500	372,800	388,200	407,800		
	76	259,800	319,000	373,400	388,600	408,000		
	77	260,900	320,500	373,800	388,900	408,200		
	78	262,100	321,700	374,300	389,200	408,500		
	79	263,400	322,900	374,900	389,500	408,800		
	80	264,500	324,100	375,400	389,800	409,000		
	81	265,600	324,800	375,900	390,000	409,200		
	82	266,600	325,700	376,500	390,300	409,500		
	83	267,800	326,500	377,000	390,600	409,800		
	84	268,900	327,300	377,300	390,800	410,000		

	85	269,900	328,200	377,700	391,000	410,200		
	86	270,900	328,600	378,200	391,300			
	87	272,000	329,300	378,600	391,600			
	88	273,100	330,100	379,000	391,800			
	89	274,000	330,900	379,400	392,000			
	90	275,000	331,600	379,900	392,300			
	91	275,900	332,300	380,300	392,600			
	92	277,000	333,000	380,700	392,800			
	93	278,100	333,500	381,000	393,000			
	94	279,100	334,100	381,500				
	95	280,000	334,600	381,900				
	96	281,000	335,200	382,300				
	97	281,500	335,500	382,600				
	98	282,400	336,000					
	99	283,100	336,400					
	100	284,000	336,900					
	101	285,000	337,300					
	102	285,800						
	103	286,600						
	104	287,400						
	105	288,200						
定年前再任用短時間勤務職員		215,200	255,200	274,600				

別表第２（第３条関係）

ア　行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
７級	１　事務局長の職務 ２　次長の職務

	３　参事の職務
６級	１　課長の職務 ２　所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務
５級	１　副主幹の職務 ２　所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務
４級	１　主査の職務 ２　所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務
３級	１　主査補の職務 ２　特に高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務
１級	定型的な業務を行う職務として規則で定める職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務

別表第３（第14条関係）

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
４km 未満	2,000	2,000
４km 以上６km 未満	4,170	4,170
６km 以上８km 未満	5,230	5,060
８km 以上10km 未満	6,290	5,950
10km 以上12km 未満	7,340	6,840
12km 以上14km 未満	8,570	8,060
14km 以上16km 未満	9,800	9,280
16km 以上18km 未満	11,020	10,490
18km 以上20km 未満	12,240	11,700
20km 以上22km 未満	13,460	12,910
22km 以上24km 未満	14,640	14,080
24km 以上26km 未満	15,820	15,260
26km 以上28km 未満	17,000	16,430
28km 以上30km 未満	18,170	17,600
30km 以上32km 未満	19,340	18,780
32km 以上34km 未満	20,430	19,790

34km 以上36km 未満	21,520	20,810
36km 以上38km 未満	22,610	21,820
38km 以上40km 未満	23,700	22,830
40km 以上42km 未満	24,790	23,840
42km 以上44km 未満	25,710	23,840
44km 以上46km 未満	26,640	23,840
46km 以上48km 未満	27,570	23,840
48km 以上50km 未満	28,500	23,840
50km 以上52km 未満	29,430	23,840
52km 以上54km 未満	30,160	23,840
54km 以上56km 未満	30,890	23,840
56km 以上58km 未満	31,630	23,840
58km 以上60km 未満	32,370	23,840
60km 以上62km 未満	33,100	23,840
62km 以上64km 未満	34,160	23,840
64km 以上66km 未満	35,220	23,840
66km 以上68km 未満	36,280	23,840
68km 以上70km 未満	37,340	23,840
70km 以上72km 未満	38,400	23,840
72km 以上74km 未満	39,460	23,840
74km 以上76km 未満	40,520	23,840
76km 以上78km 未満	41,580	23,840
78km 以上80km 未満	42,640	23,840
80km 以上82km 未満	43,700	23,840
82km 以上84km 未満	44,760	23,840
84km 以上86km 未満	45,820	23,840
86km 以上88km 未満	46,880	23,840
88km 以上90km 未満	47,940	23,840
90km 以上92km 未満	49,000	23,840
92km 以上94km 未満	50,060	23,840
94km 以上96km 未満	51,120	23,840
96km 以上98km 未満	52,180	23,840
98km 以上100km未満	53,240	23,840
100km以上	54,300	23,840